

老朽空家等解体補助制度申請手引き

令和 5 年 2 月
神戸市建築住宅局安全対策課

目次

1. 補助制度の概要.....	3
(1) 補助申請者	3
(2) 補助対象家屋の要件.....	3
(3) 申請期間及び申請窓口	3
(4) 補助申請の流れ.....	3
2. 補助対象事業の解説	4
(1) 申請に関する注意点.....	4
(2) 補助申請者とは	4
(3) 補助金の対象となる解体工事.....	4
3. 補助金の交付額.....	5
(1) 補助対象事業費の適用範囲について	5
(2) 補助金額の算出.....	5
(3) 補助金交付額の計算.....	5
(4) 補助金上限額100万円の適用要件	5
(5) 増築した家屋や同一敷地内に複数棟の家屋が存在する場合の取り扱い.....	7
4. 各補助要件の申請に必要な書類.....	9
(1) 腐朽・破損があり、申請時点で空き家となっている旧耐震家屋（補助対象家屋の要件①の場合）	9
(2) 一部の腐朽・破損があり、3年以上空き家となっている旧耐震家屋（補助対象家屋の要件②の場合）.....	9

（３）狭隘（幅員 2 m未満）道路のみに接する土地の上に建つ旧耐震家屋（補助対象家屋の要件③の場合）.....	11
（４）狭小（面積 60 ㎡未満）土地の上に建つ旧耐震家屋（補助対象家屋の要件④の場合）	13
5．現況写真の撮り方.....	15
（１）解体する建物の全体写真	15
（２）腐朽・破損している箇所等の部分写真	15
（３）解体する建物に接する道路又は通路の写真.....	20
（４）幅員 4 m未満の道路・通路のみに面する場合における道路幅員の写真.....	20
6．添付書類（各種証明書等）について.....	21
（１）配置図.....	21
（２）登記事項証明書.....	22
（３）家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書.....	24
（４）本人確認書類について	25
（５）戸籍事項証明書等の取得方法	25
（６）解体工事見積書の例.....	26
（７）空き家の証明に関する提出物.....	29
（８）水道・ガス・電気の供給停止状況の確認書類について.....	30
（９）建築計画概要書、台帳記載事項証明について	31
7．実績報告に必要な書類.....	32
申請書類一覧.....	33
申請書記載例一覧	58

神戸市老朽空家等解体補助制度 補助金交付申請の手続きについて

1. 補助制度の概要

神戸市では、活用等が難しく腐朽や破損が生じている老朽空き家や、建替等が困難な老朽家屋の早期解体を促進することにより、空き家が放置され周辺的生活環境へ悪影響を及ぼすことを未然に防ぐとともに、解体除却後の跡地の活用等を促進し、より健全で快適なまちづくりを推進することを目的に老朽空き家等の解体費の一部補助を実施しています。

(1) 補助申請者 (詳細は P4)

- ・老朽空き家等の所有者等
- ・空き家の所有者が不存在で民事執行法第 171 条に規定する代替執行の決定を得た当該空き家の敷地の所有者

(2) 補助対象家屋の要件 (詳細は P9～P14)

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物（以下、旧耐震家屋という※1）で以下の①～④の要件のいずれかに該当する建築物※2

ただし、政治活動、宗教活動に資するものでないこと。

- ① 腐朽・破損があり、申請時点で空き家となっているもの
- ② 一部の腐朽・破損があり、申請時点で3年以上空き家となっているもの
- ③ 狭隘（幅員 2m未滿）道路のみに接する敷地の上に建つ家屋
- ④ 狭小（面積 60 m²未滿）土地の上に建つ家屋

※1 家屋の建築年月は〔建物の登記事項証明書〕、〔家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書〕又は〔建築基準法による確認済証又は検査済証の写し〕などで確認できます。

※2 住宅以外の用途も対象とし、空き家は居住その他の用に供していない家屋です。

(3) 申請期間及び申請窓口

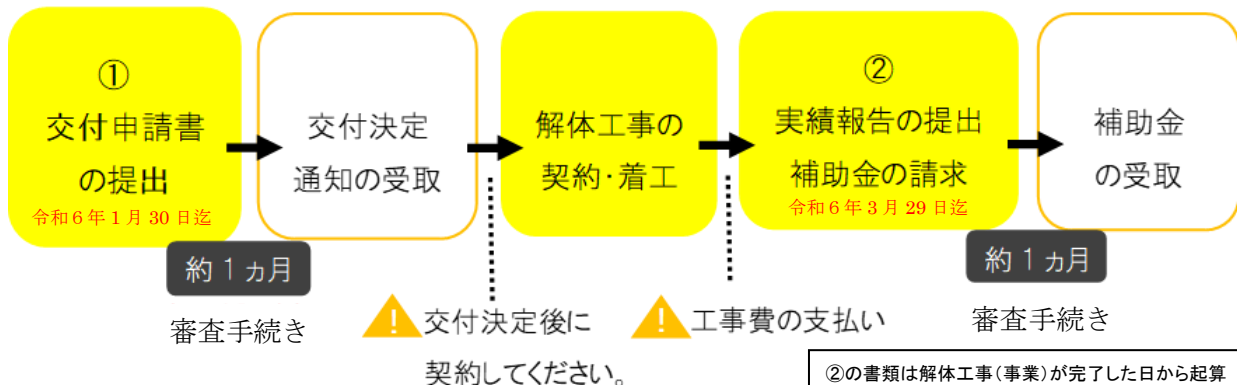
申請期間 令和 5 年 2 月 20 日から令和 6 年 1 月 30 日まで

申請窓口 神戸市すまいの総合窓口 すまいるネット

〒653-0042 神戸市長田区二葉町 5 丁目 1-1 アスタくにつか 5 番館 2 階

TEL 078-647-9969 水曜・日曜・祝日定休 受付時間 10 時～17 時

(4) 補助申請の流れ



※令和5年度事業のため交付決定は令和5年4月以降になります。

※予算限度額に達し次第、申請受付を終了します。

2. 補助対象事業の解説

(1) 申請に関する注意点

- ・補助金の申請は、窓口のすまいるネットへ提出してください。その際、必ず電話にて事前に予約をお願いします。(TEL 078-647-9969)
- ・郵送での申請も可能です。ただし、申請期間内必着とします。
- ・補助対象家屋は現に存在しているものが対象です。補助金の交付決定を受けてから解体業者と契約及び工事の着手を行ってください。補助金の交付決定を受ける前に業者と契約や工事の着手を行った場合は補助を受けることができません。

(2) 補助申請者とは

① 家屋の所有者

- ・建物の登記事項証明書に記載された名義人です。
- ・共有者がいる場合は共有者全員の「同意書」が必要です。

(未登記など特別の事情がある場合)

- ・建物が未登記の場合
原則として「固定資産課税台帳登録事項証明書」を提出してください。
- ・相続登記ができていない場合
相続人を代表して申請し、補助事業を行う旨の「誓約書」、申請者と所有者(被相続人)との関係性を証する書類(戸籍事項証明書等)、及び所有者(被相続人)が死亡していることを証する書類が必要です。なお、他の相続人の同意は口頭、書面を問いません。
- ・売買で取得後、所有権移転登記ができていない場合
「建物の登記事項証明書」(売主の名義が記載されたもの)
「不動産売買契約書及び代金支払いを証する領収書」
「家屋の引き渡し完了している旨の誓約書」
等が必要です。

② 家屋の管理者

- ・「建物の登記事項証明書」及び「申請家屋の解体除却権限を有することが確認できる資料」を基に審査します。

③ 代替執行の決定を得た当該敷地の所有者

- ・空き家の所有者が不存在で代替執行の訴訟判決がなされた場合に、その関係資料を基に審査します。

(3) 補助金の対象となる解体工事

対象となる解体工事とは、補助対象家屋の敷地全体を更地にする工事のことを指します。

補助事業者(交付決定を受けた申請者)が解体工事業者等へ請け負わせ、家屋及び門塀等の解体除却、並びに立木等の伐採を行い、敷地全体を「更地」の状態にします。ただし、以下のような特段の理由等があれば一部残置することができます。

また、家屋等の解体を請け負う解体業者等は、建設業法による許可又は建設リサイクル法に基づく兵庫県知事による登録を取得している必要があります。

【特段の理由等】

- ・急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地などの区域内に建つ対象家屋が各規制の制限を受ける場合。
※兵庫県が指定する急傾斜地崩壊危険区域内では家屋の基礎の撤去に伴う法切、切土、掘削または盛土や立木の伐採を行う場合は、県の許可が必要です。(許可がおりる保障はなく、許可までに相当時間を要します。)
- ・境界塀の一部が隣地所有者と共有の場合
- ・境界紛争防止等の理由から撤去することが困難な基礎及び塀等(地上から高さ約 20 c m 程度まで存置可)
- ・立木(5 m 以上)の幹(地上から高さ約 20 c m 程度まで存置可)
- ・土留めを兼ねた車庫の壁等
- ・その他敷地若しくは地盤面の構造上、又は隣接する家屋等への対策から安全上やむを得ないもの
※安全性確保のための対応が必要な場合には、業者や専門の方に事前に相談するなどの検討をお願いします。

3. 補助金の交付額

(1) 補助対象事業費の適用範囲について

補助の対象となる費用は、次の各項目に要する費用です。（工事費見積書で審査します。）

- ・老朽空き家等（家屋）の解体費（家財道具や電化製品等の処分費用は除く）
- ・門塀等の撤去費、立木竹等の伐採費（剪定のみは不可、雑草草刈は除く）
- ・解体工事に伴う、長屋等の界壁の補修費
- ・申請者が税務署へ消費税課税申告を行っている課税事業者の場合は、消費税相当額を除く

(2) 補助金額の算出

① 上記の補助対象事業費と、② 家屋の延べ面積（小数点以下切り捨て）×28,000 円/㎡（基準単価）を比較し、少ない額の 1/3 相当額を算出します（千円未満は切り捨てます。）。

ただし、③ 補助金上限額は 60 万円、要件を満たした場合は 100 万円です（下記（4）参照）。

(3) 補助金交付額の計算

【補助金額計算例（補助金上限額 60 万円の場合）】

（例 1）補助対象額が解体工事業者等の見積額 140 万円の場合

$1,400,000 \text{ 円} \times 1/3 = 466,666 \text{ 円} < 60 \text{ 万円（上限）}$ よって補助金額は 466,000 円

（例 2）補助対象額が解体工事業者等の見積額 210 万円の場合

$2,100,000 \text{ 円} \times 1/3 = 700,000 \text{ 円} > 60 \text{ 万円（上限）}$ よって補助金額は 600,000 円

（例 3）補助対象額が基準額 $28,000 \text{ 円} \times 40 \text{ ㎡} = 112 \text{ 万円}$ の場合

（見積額 180 万円以上であっても、面積×基準額の方が少ないため 112 万円が補助対象額となります。）

$1,120,000 \text{ 円} \times 1/3 = 373,333 \text{ 円} < 60 \text{ 万円（上限）}$ よって補助金額は 373,000 円

(4) 補助金上限額100万円の適用要件

■【幅員が4m未満の道路・通路のみに面している場合】

P3 の 1.（2）の補助対象家屋の要件①又は②に該当する建築物で、かつ幅員 4 m 未満の道路又は通路のみに面している場合が対象となります。（適用の詳細は P6 【解説】参照）

■【建物用途が共同住宅の場合】

P3 の 1.（2）の補助対象家屋の要件①又は②に該当する建築物で、かつ延べ面積 100 ㎡以上で 3 戸以上の共同住宅^{※1}の場合が対象となります。

※1 共同住宅

共同住宅とは不動産登記規則第 113 条第 1 項、又は地方税法第 380 条に規定する「共同住宅」もしくは「寄宿舎」に区分される建物です。登記事項証明書又は固定資産課税台帳登録事項証明書で確認できない場合は、共同住宅として取り扱うことができません。

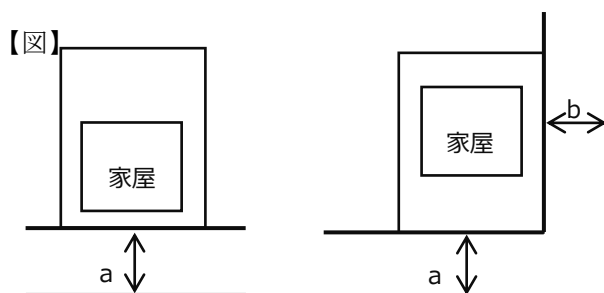
【解説】幅員 4 m未満の道路又は通路の適用について

以下の図のとおり敷地に面している道路又は通路のすべてが 4 m 未満の幅員で、かつ道路については建築基準法第 4 2 条第 2 項（幅員 4 メートル未満の道のうち、特定行政庁の指定したもの）又は第 3 項（幅員 2.7 メートル以上 4 メートル未満で特定行政庁が指定したもの）に指定されている場合に限りま

上記指定の道路については、新たな建築行為に伴い 4 m の幅員（私有地も含む）が既に確保されている場合がありますので、注意してください。

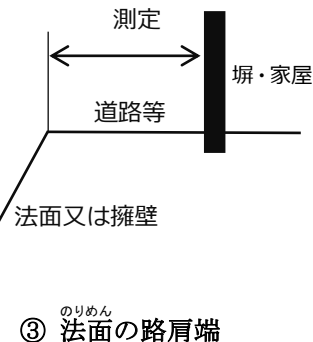
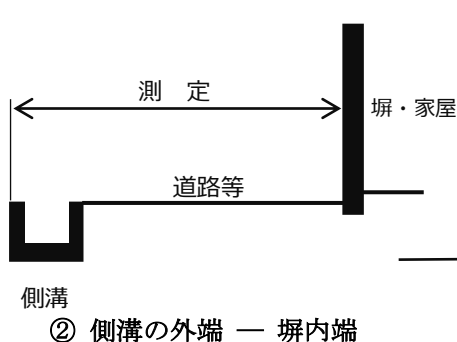
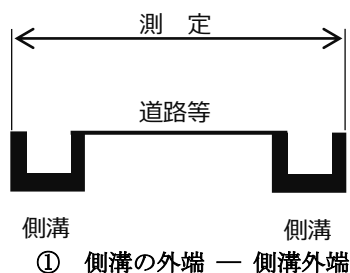
解体する家屋に面する道路がどの道路に該当するかについては、
神戸市都市計画情報「建築基準法指定道路情報」
 (<https://www2.wagmap.jp/kobecity/Map?mid=35>)
 を閲覧しご確認ください。

また、**神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課**でも閲覧できます。



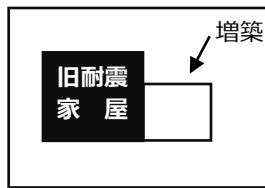
a 及び b = 4 m 未満 ⇒ 4 m 未満と認定
 a = 4 m 未満、b = 4 m 以上 ⇒ b により不認定
 a と家屋との間に河川や公共水路がある場合でも
 a = 4 m 未満 ⇒ 4 m 未満と認定
 （その他 2 m 未満狭隘道路と同様 P 11 参照）

（道路幅員の測定方法）



(5) 増築した家屋や同一敷地内に複数棟の家屋が存在する場合の取り扱い

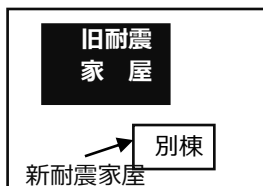
例 1 同じ棟の増築例 新耐震以後に行った増築



一棟のうち増築部分について、新耐震以後に行った増築床面積が全体延べ面積の過半に満たない場合は対象とします。

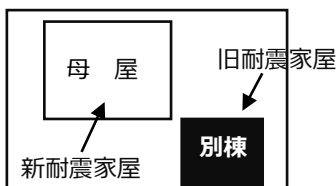
※増築の時期・規模等が登記されていない場合にはその内容を確認できる資料の提出が必要です。(P8 参照)

例 2 別棟の附属家屋増築例 用途上不可分の状態



別棟の新耐震家屋は補助対象事業費に含めないが、別棟も含めて解体する必要があります。

例 3 別棟の母屋増築例 母屋以外が旧耐震家屋



主たる用途の家屋が旧耐震家屋でなければ補助対象外となります。

例 4 専有登記の長屋例 2戸1長屋



解体しようとする旧耐震2戸1長屋のうち1戸のみを解体することは可能です。(別々の登記で確認できる等、権利関係が明確であること)

例 5 各々独立した敷地の新築例 用途上可分の状態 (土地は1筆)



同一所有者の土地に建つ用途上独立した複数棟の家屋において、建築基準法上の敷地が分かれている場合には、そのうち1敷地のみを解体することは可能です。その場合、建物は別々に登記されていること、独立した建築敷地であることが確認できる資料の提出が必要です。(P8 参照)

また、60㎡未満の狭小土地で補助を受けようとする場合は、土地所有者との借地契約書等で土地面積を確認します。(契約書写し等が必要)

※次ページの【解説】も併せてご確認ください。

【解説】増築・複数棟における建築の経緯及び建築敷地に関する確認資料について

- ・増築や建築基準法上の敷地がどのような状態にあるかについて、過去の建築時期及びその内容は建築計画概要書又は台帳記載事項証明により確認できる場合があります。（取得方法はP31を参照）
- ・また建築確認手続きがなくても、不動産売買契約書や火災保険関係資料でも延べ面積や各々の敷地の独立性を確認できる場合があります。
- ・なお、土地の筆が異なっても、用途上不可分の関係にある建物や、登記上附属建物と記載された棟は同一敷地内とみなします。

※上記以外のケースを含めて、ご自身で判断が難しい場合は、提出可能な資料をご持参のうえすまいるネットでご相談ください。調査には数日の期間がかかります。

4. 各補助要件の申請に必要な書類

(1) 腐朽・破損があり、申請時点で空き家となっている旧耐震家屋（補助対象家屋の要件①の場合）

以下の部位に腐朽・破損があり、または外壁の仕上げ材の剥落等により修理を要する状態にあり、かつ申請時点で空き家である建築物

- ・屋根、外壁（屋外階段、バルコニー含む）、柱・はり・土台、基礎

(2) 一部の腐朽・破損があり、3年以上空き家となっている旧耐震家屋（補助対象家屋の要件②の場合）

申請時点で3年以上の間空き家となっており、かつ建物の一部に以下のような腐朽・破損が見られる状態にある建築物

- ・屋根、外壁、基礎その他の建物の一部に軽度の腐朽または破損が見られるもの

【補助対象家屋の要件①及び要件②〔上記(1)・(2)〕の申請に必要な書類】

〔交付申請書〕 様式第1号（P34を使用）

〔付近見取り図〕

地図等（縮尺 1/1500 程度）または、向う3軒両隣の家屋名、駅名などの公共交通機関名、主要な道路、公園等及び、家屋周辺がわかるように記載すること。（敷地の形状を明示すること）

〔配置図〕 （P21 参照）

敷地内の建物、門扉及び立木等の位置、並びに敷地に接する道路・通路とその幅員を記入したもの

〔現況写真〕（「腐朽・破損している箇所等の部分写真」P15～20を必ずご確認ください。）

- ・家屋全景写真（1～2枚程度）
- ・家屋の腐朽・破損状態がわかる写真（複数箇所）
- ・解体する建物敷地に接する“すべての道路・通路”の写真
- ・（共同住宅の場合）扉やポストなど、戸数がわかる写真

※A4サイズ用の紙に貼り付けて提出してください。

〔建物の登記事項証明書〕（P22 参照）

建物の登記事項証明書で建物の建築年月及び所有者の特定を行います。

※法務局で交付されたもの、又は登記情報提供サービスで取得したもの（ともに発行から3か月以内）

※登記事項証明書 権利部（乙区）に抵当権等の記載がある場合、解体に支障となる事柄が存在しない旨の文書等が必要です。

〔解体工事見積書の写し〕（P26 参照）

解体工事業者等による見積もり1社分（2社以上の見積もり合わせを推奨します。）

※宛名は申請者名で、見積書内に解体する家屋の地番又は住居表示が記載されていること。

※見積期限が申請日時点で有効なもの。

〔解体事業者の建設業許可または解体工事業の登録の写し〕（P27 参照）

建設業許可（建築・土木・解体のいずれか）又は兵庫県での解体工事業の登録が必要です。（許可・登録事業者からの見積書がなければ、申請の受付ができません。）

〔空き家の証明書（空き家となった日がわかるもの）〕（詳細は P29 のフローチャート参照）

申請時点で空き家になっていることを証明するため、次のいずれかの書類が必要です。

- ① 水道・電気・ガス いずれかのインフラ供給を停止した時期のわかるもの（P30～31 を参照）
または、補助対象家屋の要件①の場合直近 2～3 回分の検針票等
- ② 上記の書類がない場合は空き家状況を記載した空き家申出書及び添付書類（P52 を参照）

〔本人確認書類の写し〕（P25 参照）※来所での申請の場合は、原本もあわせてご持参ください。

申請者（手続を委任する場合は手続き受任者）の本人確認書類の写し。

顔写真付きの証明書 1 点または顔写真がない証明書の場合 2 点。《法人》の場合はさらに申請手続者が当該事業所に所属していることを確認できるもの（名刺・社員証等）も必要です。

■ 以下、場合によって必要な書類

〔委任状〕（P48 参照）

補助申請の手続き等を申請者以外の人に代行させる場合に必要です。

〔同意書〕（P50 参照）

解体する家屋の名義人（所有者）が 2 人以上の共有名義の場合に代表者（申請者）以外の所有者から解体及び申請手続きに関する同意書が必要です。

〔誓約書〕（P54 参照）

以下のような申請要件に係る書面を提出することが困難な場合に、添付書類として必要です。

- ・相続や売買取得後の所有権移転が未登記の場合
- ・上記「空き家の証明書」に記載する②の空き家申出書の添付書類がない場合等

【建物が未登記の場合等の必要書類】

未登記の場合や、建築年月及び所有者に係る項目が建物の登記事項証明書だけでは特定できない等の場合は、家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書（発行から 3 か月以内）（P24 参照）、又は建築基準法による確認済証もしくは検査済証の写し（この場合は、所有者がわかる書類が別途必要）を提出してください。

【相続後の所有権移転が未登記の場合の必要書類】（P25 参照）

(1) と (2) の両方を証明出来る書類いずれかを、1 つまたは複数提出してください。

(1) 申請者と所有者（被相続人）との関係性を証する書類

書類例：戸籍謄本、除籍謄本、家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書（発行から 3 か月以内）等

(2) 所有者（被相続人）が死亡していることを証する書類

書類例：戸籍謄本、除籍謄本、死亡診断書、住民票等

【売買契約後の所有権移転が未登記の場合の必要書類】

引き渡しを完了したが登記未了の場合、以下の書類を提出してください。

〔建物および土地の売買契約書の写し〕および〔領収書（契約金額全額分）の写し〕

※売買契約書のみでは建物の所有権移転が確認できない場合、追加書類が必要です。

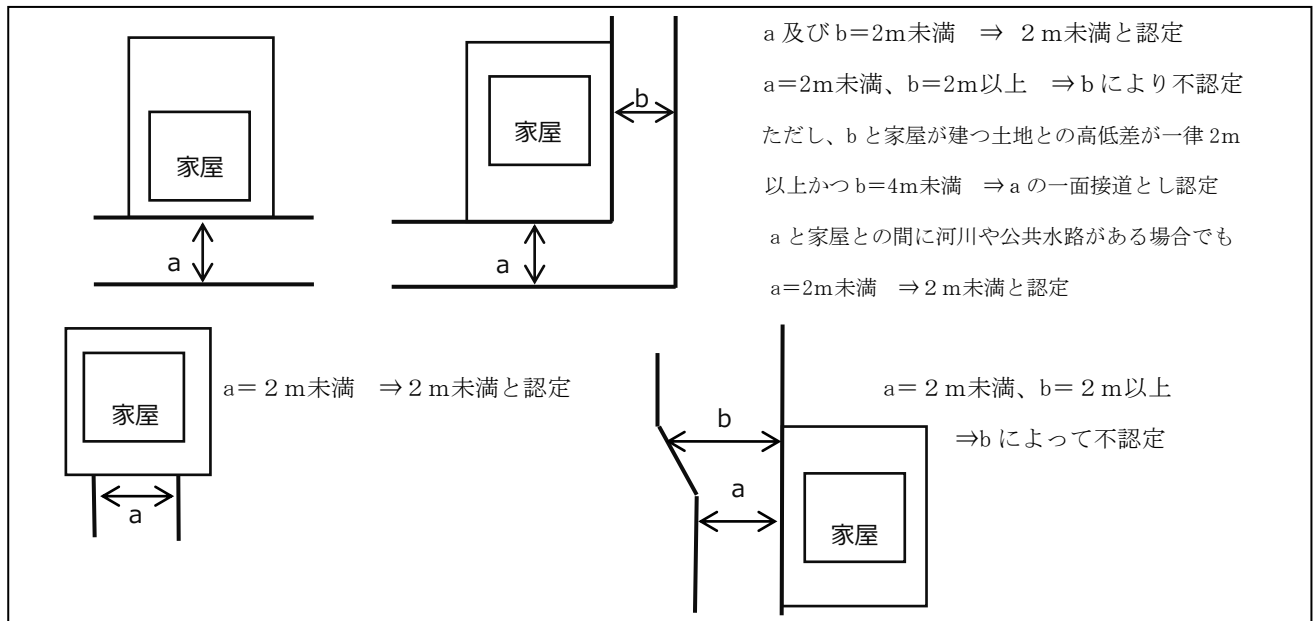
【建物の登記事項証明書に記載された所有者の住所と現住所に相違がある場合】

住民票又は転送された郵便物の写し等（旧住所の記載がある書類）を提出してください。上記書類が提出できない場合に限り、誓約書（P54 参照）をご提出ください。

注意事項 申請状況に応じてこの手引きに記載しているもの以外の書類を求めることがあります。

(3)狭隘(幅員2m未満)道路のみに接する土地の上に建つ旧耐震家屋(補助対象家屋の要件③の場合)

以下の図のとおり敷地に面している道路・通路すべてが2m未満の幅員となっている建築物(申請時点で空き家でなくても可 ※道路幅員の測定方法はP6参照)



【補助対象家屋の要件③の申請に必要な書類】

〔交付申請書〕 様式第1号 (P34を使用)

〔付近見取り図〕

地図等(縮尺1/1500程度)または、向う3軒両隣の家屋名、駅名などの公共交通機関名、主要な道路、公園等及び、家屋周辺がわかるように記載すること。(敷地の形状を明示すること)

〔配置図〕(P21参照)

敷地内の建物、門扉及び立木等の位置並びに道路・通路の幅員を記入したもの

※道路幅員の測定箇所をすべて記載し、現況写真と照合できるようにしてください

なお、建築敷地に含まれる細長い通路状の土地部分は、敷地の一部なので、ここでの「通路」には該当しません。

〔現況写真〕(詳細はP15、P20「現況写真の撮り方」を参照)

- ・家屋全景写真(1~2枚程度)
- ・2m未満の道路・通路のみに面していることがわかる、前面道路の写真。

〔建物の登記事項証明書〕(P22参照)

建物の登記事項証明書で建物の建築年月及び所有者の特定を行います。

※法務局で交付されたもの、又は登記情報提供サービスで取得したもの(発行から3か月以内)

※登記事項証明書 権利部(乙区)に抵当権等の記載がある場合、解体に支障となる事柄が存在しない旨の文書等が必要です。

〔解体工事見積書の写し〕(P26参照)

解体工事業等による見積もり1社分(2社以上の見積もり合わせを推奨します。)

※宛名は申請者名で、見積書内に解体する家屋の地番又は住居表示が記載されていること。

※見積り期限が申請日時点で有効なもの。

〔解体事業者の建設業許可または解体工事業の登録の写し〕（P27 参照）

建設業許可（建築・土木・解体のいずれか）又は兵庫県での解体工事業の登録が必要です。（許可・登録事業者からの見積書がなければ、申請の受付ができません。）

〔本人確認書類の写し〕（P25 参照）

申請者（手続を委任する場合は手続き受任者）の本人確認書類の写し。

顔写真付きの証明書 1 点または顔写真がない証明書の場合 2 点。《法人》の場合はさらに申請手続者が当該事業所に所属していることを確認できるもの（名刺・社員証等）も必要です。

※来所での申請の場合は、原本を確認いたしますのであわせてご持参ください。

■ 以下、場合によって必要な書類

〔委任状〕（P48 参照）

補助申請の手続き等を申請者以外の人に代行させる場合に必要です。

〔同意書〕（P50 参照）

解体する家屋の名義人（所有者）が 2 人以上の共有名義の場合に代表者（申請者）以外の所有者から解体及び申請手続きに関する同意書が必要です。

〔誓約書〕（P54 参照）

以下のような申請要件に係る書面を提出することが困難な場合に、添付書類として必要です。

- ・ 相続や売買取得後の所有権移転が未登録の場合等

【建物が未登録の場合等の必要書類】

未登録の場合や、建築年月及び所有者に係る項目が建物の登記事項証明書だけでは特定できない等の場合は、家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書（発行から 3 か月以内）（P24 参照）、又は建築基準法による確認済証もしくは検査済証の写し（この場合は、所有者がわかる書類が別途必要）を提出してください。

【相続後の所有権移転が未登録の場合の必要書類】（P25 参照）

(1) と (2) の両方を証明出来る書類いずれかを、1 つまたは複数提出してください。

(1) 申請者と所有者(被相続人)との関係性を証する書類

書類例：戸籍謄本、除籍謄本、家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書(発行から 3 か月以内)等

(2) 所有者(被相続人)が死亡していることを証する書類

書類例：戸籍謄本、除籍謄本、死亡診断書、住民票等

【売買契約後の所有権移転が未登録の場合の必要書類】

引き渡しを完了したが登記未了の場合、以下の書類を提出してください。

〔建物および土地の売買契約書の写し〕および〔領収書（契約金額全額分）の写し〕

※売買契約書のみでは建物の所有権移転が確認できない場合、追加書類が必要です。

【建物の登記事項証明書に記載された所有者の住所と現住所に相違がある場合】

住民票又は転送された郵便物の写し等（旧住所の記載がある書類）を提出してください。上記書類が提出できない場合に限り、誓約書（P54 参照）をご提出ください。

注意事項 申請状況に応じてこの手引きに記載しているもの以外の書類を求めることがあります。

(4)狭小(面積 60 ㎡未満)土地の上に建つ旧耐震家屋(補助対象家屋の要件④の場合)

- ・土地の登記事項証明書（又は固定資産課税台帳登録事項証明書）上、60 ㎡未満の面積と記されている土地に建つ建築物。（申請時点で空き家でなくても可）
- ・敷地の一部を借地している等、上記書類で確認できない場合は、土地の賃借契約書等、建築物の立つ土地面積のわかる書類を確認し認定します。

【補助対象家屋の要件④の申請に必要な書類】

〔交付申請書〕 様式第 1 号（P34 を使用）

〔付近見取り図〕

地図等（縮尺 1/1500 程度）または、向う 3 軒両隣の家屋名、駅名などの公共交通機関名、主要な道路、公園等及び、家屋周辺がわかるもの。（敷地の形状を明示すること）

〔配置図〕（P21 参照）

敷地内の建物、門扉及び立木等の位置を記入したもの

〔現況写真〕（詳細は P15、P20「現況写真の撮り方」を参照）

- ・家屋の全景写真（1 ～ 2 枚程度）
- ・解体する建物に接する“すべての道路・通路”の写真

〔建物の登記事項証明書〕（P22 参照）

建物の登記事項証明書で建物の建築年月及び所有者の特定を行います。

※法務局で交付されたもの、又は登記情報提供サービスで取得したもの（発行から 3 か月以内）

※登記事項証明書 権利部（乙区）に抵当権等の記載がある場合、解体に支障となる事柄が存在しない旨の文書等が必要です。

〔土地の登記事項証明書〕（P22 参照）

土地面積の確認を行います。

※法務局で交付されたもの、又は登記情報提供サービスで取得したもの（ともに発行から 3 か月以内）

※未登記等の場合は、土地の固定資産課税台帳登録事項証明書（発行から 3 か月以内）（P24 参照）、または土地の賃借契約書等の建築物の立つ敷地面積のわかる書類

〔解体工事見積書の写し〕（P26 参照）

解体工事業者等による見積もり 1 社分（2 社以上の見積もり合わせを推奨します。）

※宛名は申請者名で、見積書内に解体する家屋の地番又は住居表示が記載されていること。

※見積期限が申請日時点で有効なもの。

〔解体事業者の建設業許可または解体工事業の登録の写し〕（P27 参照）

建設業許可（建築・土木・解体のいずれか）又は兵庫県での解体工事業の登録が必要です。（許可・登録事業者からの見積書がなければ、申請の受付ができません。）

〔本人確認書類の写し〕（P25 参照）

申請者（手続を委任する場合は手続き受任者）の本人確認書類の写し

顔写真付きの証明書 1 点または顔写真がない証明書の場合 2 点。《法人》の場合はさらに申請

手続者が当該事業所に所属していることを確認できるもの（名刺・社員証等）も必要です。

※来所での申請の場合は、原本を確認いたしますのであわせてご持参ください。

■ 以下、場合によって必要な書類

〔委任状〕（P48 参照）

補助申請の手続き等を申請者以外の人に代行させる場合に必要です。

〔同意書〕（P50 参照）

解体する家屋の名義人（所有者）が 2 人以上の共有名義の場合に代表者（申請者）以外の所有者から解体及び申請手続きに関する同意書が必要です。

〔誓約書〕（P54 参照）

以下のような申請要件に係る書面を提出することが困難な場合に、添付書類として必要です。

- ・相続や売買取得後の所有権移転が未登記の場合等

【建物が未登記の場合等の必要書類】

未登記の場合や、建築年月及び所有者に係る項目が建物の登記事項証明書だけでは特定できない等の場合は、家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書（発行から 3 か月以内）（P24 参照）、又は建築基準法による確認済証もしくは検査済証の写し（この場合は、所有者がわかる書類が別途必要）を提出してください。

【相続後の所有権移転が未登記の場合の必要書類】（P25 参照）

(1) と (2) の両方を証明出来る書類いずれかを、1 つまたは複数提出してください。

(1) 申請者と所有者(被相続人)との関係性を証する書類

書類例：戸籍謄本、除籍謄本、家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書(発行から 3 か月以内)等

(2) 所有者(被相続人)が死亡していることを証する書類

書類例：戸籍謄本、除籍謄本、死亡診断書、住民票等

【売買契約後の所有権移転が未登記の場合の必要書類】

引き渡しを完了したが登記未了の場合、以下の書類を提出してください。

〔建物および土地の売買契約書の写し〕および〔領収書（契約金額全額分）の写し〕

※売買契約書のみでは建物の所有権移転が確認できない場合、追加書類が必要です。

【建物の登記事項証明書に記載された所有者の住所と現住所に相違がある場合】

住民票又は転送された郵便物の写し等（旧住所の記載がある書類）を提出してください。上記書類が提出できない場合に限り、誓約書（P54 参照）をご提出ください。

注意事項 申請状況に応じてこの手引きに記載しているもの以外の書類を求めることがあります。

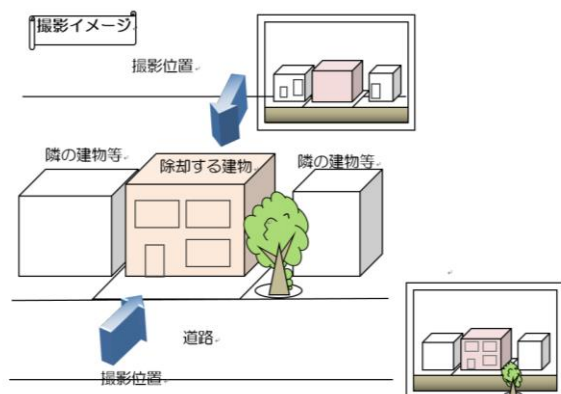
5. 現況写真の撮り方

(1) 解体する建物の全体写真

全体写真は、目印となる道路や隣地、周囲の建物等を含めて撮影してください。

※建物や敷地全体がわかるように色々な角度から撮影してください。

※共同住宅の場合は戸数がわかるよう、玄関扉やポスト等を個別で撮影してください。



全景と周囲の道路



裏・側面



複数戸の玄関扉

(2) 腐朽・破損している箇所等の部分写真

腐朽・破損している箇所等の部分写真は、建物が補助対象になるかどうかを判断するものになります。そのため、以下の「チェックポイント」を参考に写真を撮影してください。

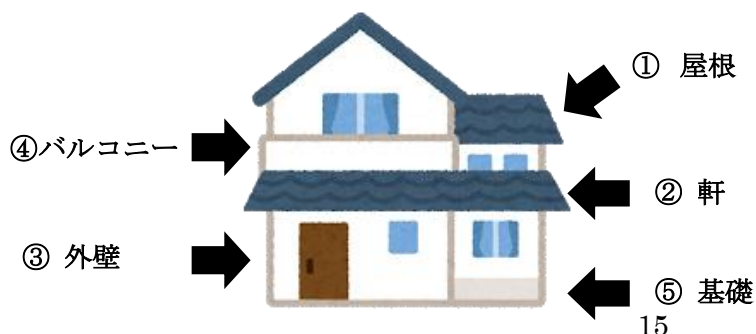
※屋根等で、撮影しにくい箇所は、カメラのズーム機能を活用してください。

※腐朽・破損している箇所が建物のどの部分かわかるように、全体写真と部分写真を撮影してください。

《チェックポイント》

基本的に解体予定の**建物の本体（外部）**の破損・腐朽の状態を確認します。

部位ごとに確認してください。



空き家になって3年未満か、3年以上で、**破損・腐朽の採択基準が変わります。**

3年以上空き家である方が、3年未満の空き家より軽度な破損でも採択（交付決定）が可能です。

破損なのか判断に迷う箇所も写真を撮影し提出ください（破損箇所の写真が多い程、判断要素が増え採択につながります。）

部位ごと（上の図の①～⑤）の確認項目例

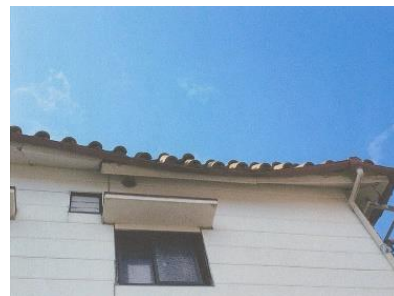
① 屋根 …屋根の落下、瓦の剥落、屋根の変形、屋根材の腐朽



屋根の落下



屋根瓦の剥落



屋根の変形



屋根材の腐朽（石綿セメント板）



屋根材の腐朽（石綿セメント板）



屋根材の腐朽（金属葺材）

② 軒・庇 …軒・庇の落下・破損、軒天井材の腐朽・剥落・ひび割れ等



軒の落下



軒先の破損



庇の腐朽・破損



軒天井仕上げ剥落



軒天井材の剥落



軒天井材のひび割れ



軒の剥落・露筋（RC造）



軒天井材の腐食落下（軽量鉄骨造）



軒天井のひび割れ（軽量鉄骨造）

③ 外壁 …外壁の剥落・ひび割れ・浮き、外壁タイル・外装材の剥落・ひび割れ・浮き、金属板の錆び



外壁の剥落・下地露出



外壁の剥落



外壁のひび割れ・浮き



外壁のひび割れ



外壁のひび割れ



外壁タイルのひび割れ



外壁タイルの剥落・浮き



外装材の浮き



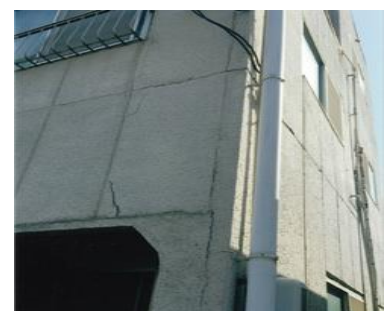
金属板の錆による腐朽



外壁の剥落 (RC造)



柱のひび割れ (RC造)



外壁 (ALC板) のひび割れ (鉄骨造)

④ バルコニーや外階段

…バルコニーの剥落・破損・腐朽、外廊下の床ひび割れ・天井剥落、支柱・外階段の破損・錆



バルコニーの剥落



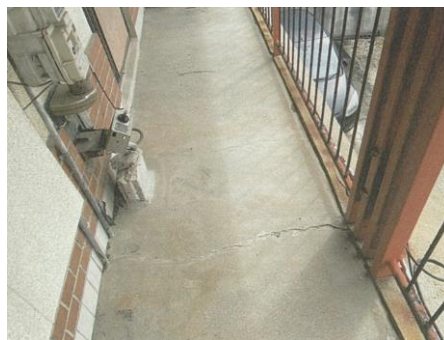
バルコニーの破損



バルコニー部の破損・剥落



バルコニーの腐朽



外廊下の床のひび割れ



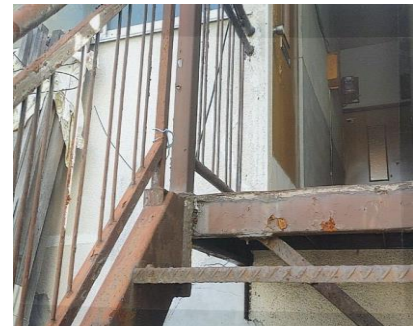
外廊下天井の剥落



支柱部の破損



バルコニーの露筋（RC造）



外階段鉄部の腐食

⑤ 基礎（付近） …基礎の破損・ひび割れ、柱のひび割れ・ずれ



基礎の破損



基礎のひび割れ



基礎のひび割れ



柱のずれ



柱のひび割れ



S造基礎の破損

その他屋根・外壁等の破損状況を補完する室内側の写真について

屋根や外壁の破損状況を上手く撮影できない箇所について、室内側からその破損状況等を**補助的**に撮影できる場合には添付してください。（屋根に穴が開いており、室内からその様子が撮影できる場合等）



外壁破損による室内状況



屋根破損による室内状況



建物の傾き状況を水平器で測定

軽微な破損について

空家の期間が3年以上の場合は軽微な破損であっても、建物全体でみると複数破損箇所があることにより採択が可能になることがあります。破損箇所の写真は複数箇所提出してください。



底の塗材剥がれ



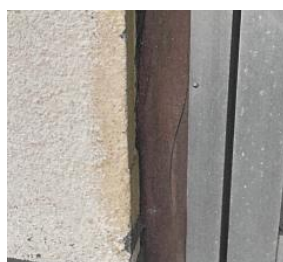
軒天の軽微なひび割れ



軒天井仕上の劣化



外壁の小破損



外壁材の剥がれ



基礎の軽微なひび割れ



破損・腐朽の判定に影響しないもの

① 室内の破損・腐朽（基本的に建物外部の破損で判断する為）

※傾きや天井が抜け落ちている等、室内の破損が著しい場合は判定に入ることがありますので、屋外の破損と一緒に提出してください。

↓内装壁のひび割れ



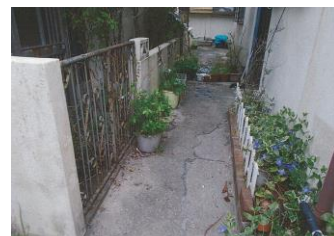
② 塀やよう壁・カーポート等の外構の破損・腐朽（建物本体の破損で判断する為）



コンクリートブロック塀のひび割れ



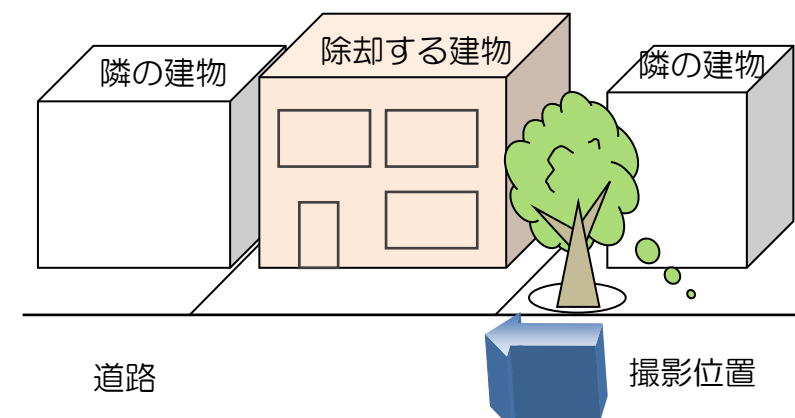
擁壁・塀のひび割れ



通路土間のひび割れ

(3)解体する建物に接する道路又は通路の写真

解体する建物に面しているすべての道路又は通路について道路全体が確認できるよう写真を撮影してください。



(4)幅員4m未満の道路・通路のみに面する場合における道路幅員の写真

幅員4m未満の道路・通路のうち最大幅員の箇所について、メジャーで道路幅を測定している写真を撮影し、写真にはメジャーの数値がわかるように撮影してください。

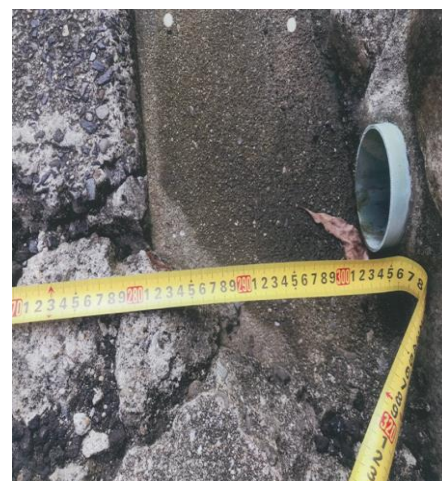
(例)



道路幅員

20

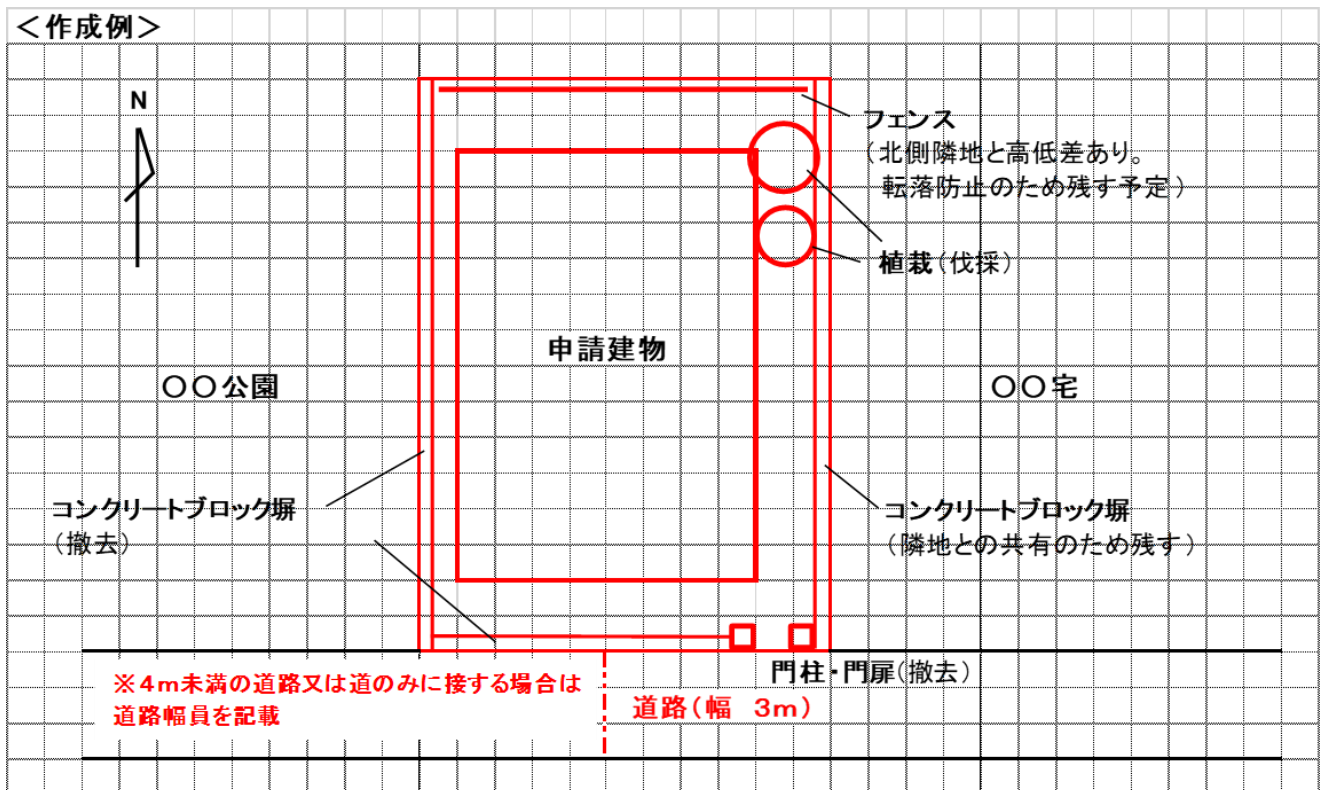
拡大



側溝も幅員に含めます。

6. 添付書類(各種証明書等)について

(1) 配置図



※用紙のサイズは A4 で様式は自由ですが、ボールペンで記入してください。(手書き可)

※申請建物の周辺状況と敷地内にあるものを、作成例のとおり記載してください。

※原則敷地内はすべて撤去すること。ただし、隣地との共有物・敷地境界・安全上の理由などについては残置可(残置する理由をかならず図に記入のこと)

(配置図参考様式 P 56 参照)

(2)登記事項証明書

建物

表題部 (主である建物の表示)		調製 平成3年5月23日		不動産番号	
所在地	神戸市	区	東区	町	東区
家屋番号	[表示]				
① 種類	② 構造	③ 床面積	原因及びその日付 (登記の日付)		
住宅	木造瓦葺2階建	1階 29.26 2階 26.24	昭和63年5月18日新築		
[表示]	[表示]	[表示]	昭和63年法律第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年5月23日		
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権保存	[表示]	所有権者 [表示] 順位1番の登記を移記 昭和63年法律第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年5月23日		
2	所有権移転	[表示]	移転 平成3年5月17日相続 [表示]		

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。
 (神戸地方裁判所(登記出張所)管轄)
 令和元年5月9日
 神戸地方裁判所明石支局
 登記官 [表示]
 整理番号 [表示]

土地

表題部 (土地の表示)		調製 平成3年5月23日		不動産番号	
地目番号	地目	家屋特定	区	町	東区
所在地	神戸市	区	東区	町	東区
① 地目	② 地目	③ 地目	原因及びその日付 (登記の日付)		
[表示]	[表示]	[表示]	17番から分筆 (昭和48年3月15日)		
[表示]	[表示]	[表示]	昭和63年法律第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年5月23日		
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権移転	[表示]	所有権者 [表示] 順位2番の登記を移記 昭和63年法律第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年5月23日		
2	所有権移転	[表示]	移転 [表示]		

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。
 (神戸地方裁判所(登記出張所)管轄)
 令和元年5月9日
 神戸地方裁判所明石支局
 登記官 [表示]
 整理番号 [表示]

登記事項証明書の交付請求について

(法務局 HP <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001215529.pdf> から一部抜粋)

登記事項証明書(登記記録に登録されている事項の全部又は一部を証明した書面)の交付を請求する場合には、請求対象の土地や建物を管轄する登記所(法務局)(以下「管轄登記所(法務局)」といいます。)又は最寄りの登記所(法務局)に、必要な事項を記載した請求書を提出していただく必要があります。

なお、具体的な請求方法として、次の3つの方法があります。

〔請求の方法〕

①管轄登記所(法務局)又は最寄りの登記所(法務局)にて受け取る

全国の登記所(法務局)において、土地・建物・会社又は法人に関する登記事項証明書の交付の請求をすることができます。このサービスを利用すれば、最寄りの登記所(法務局)で、その登記所(法務局)の管轄外の登記事項証明書を受け取ることができます。(例えば、大阪市の土地の登記事項証明書を、東京法務局管内の登記所(法務局)で請求し、受け取ることができます。)

②請求書を管轄登記所(法務局)又は最寄りの登記所(法務局)に郵送する方法

郵送する場合には、返信用の切手及び返送先の宛先を記載した封筒又はメモを同封してください。

③オンラインにより交付請求をする方法

全国の登記所(法務局)に対して、手数料を納付して、登記事項証明書の交付をオンライン(インターネット)で請求することができます。オンラインで請求された登記事項証明書は、指定された登記所(法務局)で受け取る方法又は御指定の送付先へ送付する方法のいずれかを選択することができます。なお、電話等で請求することはできません。

【兵庫県内の法務局問い合わせ先】

庁名	所在地	電話番号（証明書専用）
神戸地方法務局（本局）	神戸市中央区波止場町１番１号 神戸第二地方合同庁舎	０７８（３９２）０４６５
須磨出張所	神戸市須磨区中落合三丁目１番７号	０７８（７９４）２５０２
北出張所	神戸市北区惣山町一丁目７番地の１	０７８（５９４）３３６３
東神戸出張所	神戸市東灘区深江本町四丁目４番１号	０７８（４５１）７９５７
西宮支局	西宮市浜町７番３５号 西宮地方合同庁舎	０７９８（２６）０１７１
伊丹支局	伊丹市昆陽一丁目１番地１２	０７２（７７９）３４７１
三田出張所	三田市三田町３９番６号	０７９（５６３）２７１６
尼崎支局	尼崎市東難波町四丁目１８番３６号 尼崎地方合同庁舎	０６（６４８２）７４０５
明石支局	明石市大明石町二丁目４番２５号	０７８（９１２）５５２１
柏原支局	丹波市柏原町柏原５１６番地１	０７９５（７２）０１８５
姫路支局	姫路市北条一丁目２５０番地	０７９（２２２）３９８１
加古川支局	加古川市野口町良野１７４９番地	０７９（４２４）３５６３
社支局	加東市社５３９番地２	０７９５（４２）２１４６
龍野支局	たつの市龍野町富永８７９番地２	０７９１（６３）３２４７
豊岡支局	豊岡市寿町８番４号 豊岡地方合同庁舎	０７９６（２２）２７２２
八鹿出張所	養父市八鹿町朝倉１１５４番地１	０７９（６６２）２７７２
洲本支局	洲本市山手一丁目２番１９号	０７９９（２２）０４９９

【登記情報提供サービスで建物の登記事項証明書を取得する場合】

「登記情報提供サービス」で検索し、手続きを行ってください。

（参考 URL <https://www1.touki.or.jp/>）



(3)家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書

※建物の登記事項証明書で建築年数が確認できなかった場合などに、取得いただく書類です（有料）。
新長田合同庁舎及び市内各「市税の窓口」にて発行できます。

固定資産課税台帳登録事項証明書

本市の課税台帳登録事項証明書は全て改ざん防止専用紙で発行しています。

平成31年度		所有者氏名又は名称		登記地目又は課税上の種類・構造		価格（評価額）（円）	固定資産税標準額（円）	固定資産税相当額（円）	備考
種類	所在地番 （補充番号）	課税地目又は課税上の屋敷・種別	登記地目又は課税上の屋敷・種別	登記地目又は課税上の屋敷・種別	登記地目又は課税上の屋敷・種別	登記地目又は課税上の屋敷・種別	固定資産税標準額（円）	固定資産税相当額（円）	
家屋		住宅	木造		¥121,500		¥121,500	昭和28年建築 市街化区域	
		瓦葺	2階建		*30.57		*1,701		
					*53.61		*364		
	以下余白								

見本

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成31年 10月 4日

神戸市長

証明書の申請には固定資産「証明・閲覧」申請書（窓口でもご記入いただけます。）と手数料のほか、各種書類が必要です。

申請先は新長田合同庁舎市税の窓口・各区役所内の市税の窓口です。（兵庫区役所、北神区役所、北区各出張所窓口、三宮証明サービスコーナーは除く）郵送の場合は新長田合同庁舎2階宛てにお送りください。

各区役所内の市税の窓口では一部対応できない場合があります。

非課税の土地で法務局に提出する近隣地の証明書が必要な場合や、証明書に氏名等の補記が必要な場合は、新長田合同庁舎市税の窓口または物件が所在する区の市税の窓口（兵庫区役所、北神区役所、北区各出張所窓口は除く）でないと発行できません。

【新長田合同庁舎市税の窓口】長田区二葉町5丁目1-32

【各区役所内市税の窓口】

東灘区	東灘区住吉東町5丁目2-1 東灘区役所3階	長田区	長田区北町3丁目4-3 長田区役所4階
灘区	灘区桜口町4丁目2-1 灘区役所1階	須磨区	須磨区大黒町4丁目1-1 須磨区役所1階
中央区	中央区東町115番地 中央区役所7階	垂水区	垂水区日向1丁目5-1 垂水区役所2階
北区	北区鈴蘭台北町1丁目9-1 北区役所4階	西区	神戸市西区梶台5丁目4-1 西区役所2階

兵庫区・北神区は、新長田合同庁舎市税の窓口へ

【固定資産課税台帳登録事項証明書に関する問い合わせ先】

神戸市総合コールセンター TEL:078-333-3330

行財政局固定資産税課 TEL:078-647-9400

(4) 本人確認書類について

以下の書類の写しを提出してください。

※委任状にて手続を委任する場合は、手続受任者の本人確認が必要です。（申請者の本人確認書類は不要です。）

- ・ 1点でよいもの（**顔写真付きの証明書**）

運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、その他官公署が発行した顔写真付きの証明書

- ・ 2点必要なもの（**顔写真がない証明書**）

健康保険被保険者証、年金手帳・証書、社員証・学生証、公共料金の通知書（氏名が記載されているもの）、預金通帳、個人番号通知カード、その他氏名が確認できるもの

《法人》の場合は、申請手続者の本人確認手続き書類に加えて、申請手続者が当該事業所に所属していることを確認できるもの（名刺・社員証等）

※（法人代表者以外の当該事業所に所属する）手続受任者が申請手続を行う場合は、手続受任者の本人確認書類等が必要です。

※個人番号通知カードの写しを提出される場合は、必ず申請者自身でマイナンバーを黒塗りする等して見えなくしてください。

※来所での申請時には、**本人確認書類（原本）を持参ください**

申請窓口で本人確認（申請者または手続受任者）を行います。

(5) 戸籍事項証明書等の取得方法

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、除籍謄本等を取得する際は「本籍地」の役場で申請します。

申請には、「戸籍の本籍地」、「筆頭者の氏名」が必要となりますので事前に確認しておいてください。取得方法については、本籍地の各市区町村でご確認ください。

（本籍地が神戸市の場合、郵送や電子申請での請求により取得可能です。窓口で請求する場合は、市内の区役所・支所市民課、出張所、三宮証明・明舞サービスコーナーで取得できます。マイナンバーカードを所有されている場合は、戸籍謄本、戸籍抄本はコンビニエンスストアにて取得可能です。）

【参考】

- ・ 戸籍は、夫婦と未婚の子によって構成されます。「筆頭者」とは戸籍の一番初めに書かれている人のことをいい、住民票の世帯主とは異なり、筆頭者が亡くなくても、筆頭者は故人のまま変わりません。
- ・ 婚姻や養子縁組、死亡や他の市区町村への転籍等を行った場合、その戸籍から除籍となります。
- ・ 「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」とは、戸籍に記載されている全員の身分事項を証明するものです。「戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」とは、戸籍に記載されている方のうち、一人または複数人の身分事項を証明するものです。
- ・ 「除籍謄本」とは、戸籍に記載されている全員が除籍された場合の戸籍の謄本です。
- ・ 自身の本籍地の確認については、本籍地記載の住民票を請求する。親族に確認する。運転免許証のICチップ情報で確認する等の方法があります。

(6)解体工事見積書の例

申請者の名前を記載すること
※代理者等の名前は不可

令和〇年〇月〇日

御見積書

〇〇〇〇〇様

解体する家屋の地番または住居表示が
記載されていること

株式会社 〇〇〇〇
神戸市〇〇区〇〇〇町〇〇番地
代表取締役 〇〇〇〇 (印)
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇/FAX 〇〇〇-〇〇〇〇

下記の通り見積り申し上げます。

解体工事を行う家屋の所在地 神戸市〇〇区〇〇〇町〇〇-〇番地

見積りの有効期限 令和〇年〇月〇日

合計金額 ￥〇〇〇〇〇〇円 (消費税含む)

有効期限が申請時点で有効なもの

見積書の内容は「明細」まで記載すること

工事内容	数量	単価	金額
A. 解体撤去工事費			
木造建物解体撤去工事	〇〇㎡	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
足場養生費	〇〇㎡	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
石綿含有建材対応	〇〇㎡	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
植栽伐採費	一式	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
庭石撤去費	一式	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
外構（ブロック塀、門扉）撤去費	〇〇m	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
発生材処分費	一式	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
B. 残置物処分費			
家財道具等処分費	一式	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
C. 諸経費			
諸経費	一式	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
値引き			-〇〇〇円
小計			〇〇〇〇円
消費税			〇〇〇円
合計			〇〇〇〇〇円

※全体で「解体工事 一式」等だけの記載ではなく、
明細が記入されたものをご提出ください。

※1 解体事業者の建設業許可または解体工事業の登録の写しの提出について

「解体工事業」を営もうとする者は、関係法令に基づき必要となる許可又は登録を受ける必要がありますので、解体工事の発注にあたっては、必要な許可又は登録を受けた工事業者と契約していただくことが必要です。

見積書の提出を依頼される際には、以下の許可又は登録を確認できる資料も合わせて提供してもらってください。

《許可又は登録とは》

「解体工事業」については、元請け下請けに関係なく、

- ① 請負金額が500万円以上の解体工事を行う場合は、
建設業法に基づき、営業所の状況に応じて国土交通大臣又は管轄する都道府県知事の「土木工事業」、「建築工事業」又は「解体工事業」の許可を受ける必要があります。
- ② 請負金額が500万円未満の解体工事を行う場合は、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、「解体工事業」を営もうとする者は、管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。
なお、建設業法に基づく上記①の許可を有している場合は、この登録を行う必要はありません。

※2 「労働安全衛生法（石綿障害予防規則等）」、「大気汚染防止法」の改正による 石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化について

建築物等の解体等工事中における石綿（アスベスト）の排出等の抑制を図るため、石綿による労働災害を防止する「労働安全衛生法（石綿障害予防規則等）」、石綿による大気汚染を防止することにより生活環境を保全する「大気汚染防止法」が令和2年度に大きく改正され、令和3年度から令和5年度にかけて段階的に飛散防止対策が強化されています。（石綿含有成形品の除去に係る措置は令和2年10月1日～）。

対策強化の内容は、①全ての石綿含有建材の除去等工事に作業基準の適用が拡大されるとともに、②事前調査の信頼性の確保、及び③解体等工事の発注者・受注者等の責務の規定が適用されます。
以下にその改正概要を紹介します。

1) 発注者の配慮義務

【令和3年4月1日施行】

- 工事の前に受注者（解体工事業者）に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、受注者が法律を遵守して工事ができるよう配慮すること
 - ・工事の費用（契約金額）
 - ・工期
 - ・作業の方法
- 上記の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を受注者に提供するなどの配慮をすること
- 受注者に義務付けられる作業の実施状況を確認できる記録の作成が適切に行われるよう、写真の撮影を許可するなどの配慮をすること

2) 受注者（解体工事業者）に対する石綿対策の強化

【令和3年4月1日施行】

- 全ての材料について石綿の有無の事前調査又は分析調査の実施
- 上記の事前調査結果の記録の作成・保存（3年間）、作業現場での備え付け
- 工事開始前における労働基準監督署への計画届の対象拡大
- 石綿除去等の作業場所の点検、施工方法の規制強化
- 作業計画に従った実施状況の写真等による記録・保存（3年間）、作業従事者に係る作業記録

【令和4年4月1日施行】

- 上記の事前調査結果の報告制度の新設：解体部分の床面積が80㎡以上の解体工事を行おうとする場合は、工事開始前に電子システムによる労働基準監督署及び神戸市への報告

石綿事前調査結果報告システム（受注者が行う石綿の事前調査結果の報告）

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



以上のように解体作業において石綿飛散防止対策が強化される中、解体工事業者の選定は複数の工事業者に見積書の提出を依頼し、選定されることを推奨します。

※3 **建設リサイクル法に基づく事前届出（解体部分の床面積80㎡以上が対象）について**

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）に基づき、建物解体工事においては分別解体及び再資源化等が義務付けられています。

そのため、延べ床面積（全ての階の合計面積）が80㎡以上の建物解体工事については、工事の発注者（＝申請者）が事前の届出を工事着手7日前までに神戸市環境局環境保全課に提出する必要があります。

具体的には、補助金の交付決定後に、解体工事の請負契約を締結した事業者から工事計画内容について説明を受け、届出書の作成や提出については事業者と相談してください。

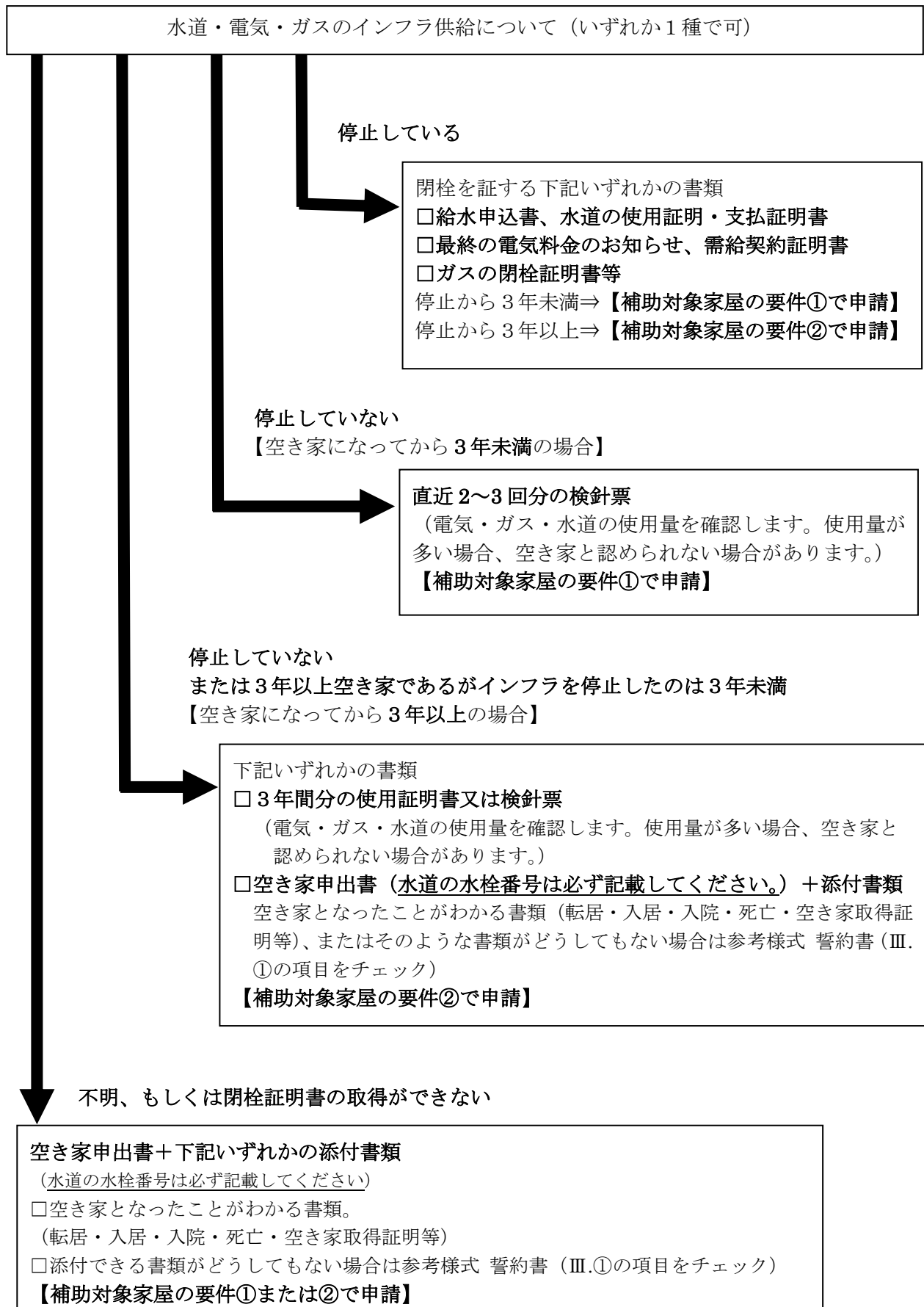
工事着手前の大切な手続きですので、解体工事業者から届出の内容について説明を受け、その記載内容について確認してください。

※神戸市が届出書を受付してから7日間は、工事の着手はできませんので、ご注意ください。

(7) 空き家の証明に関する提出物

補助対象の要件① 腐朽・破損があり、申請時点で空き家となっている旧耐震家屋

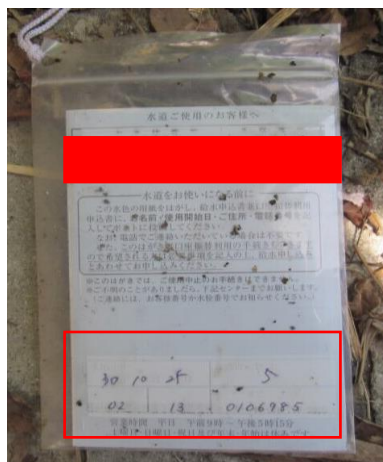
補助対象の要件② 一部の腐朽・破損があり、申請時点で3年以上空き家となっている旧耐震家屋



(8)水道・ガス・電気の供給停止状況の確認書類について

①水道

1) 給水申込書 この用紙の原本もしくは写しをご持参ください。



←ここにお客様番号・水栓番号が記載されている場合があります。

←ここに閉栓日が記載されている場合があります。



＜水道メーター付近など＞
メーター付近に給水申込書が入っている場合があります

2) 使用証明又は支払証明書

- ・申請は、本人・委任状のある者、または本人が亡くなった場合には親族が行うことができます。
- ※必要書類等は下記問合せ先にご確認ください。

＜問合せ先＞

水道局お客さま受付センター

☎ 078-797-5555

受付時間：9時～17時15分(土日祝日及び年末年始除く)

＜水栓プレート＞



(参考) お客様番号、水栓番号、メーター番号の確認

- ・検針票 …「ご使用水量のお知らせ」と書いてあるもの
- ・水栓プレート …家の表札や郵便受け付近に貼りつけている水色の金具。
(表面に印字してある（アルファベット又は漢字+数字）が「水栓番号」)
- ・水道メーター …水道のメーターに書いてある番号。
(水道局にメーター番号を連絡すれば、「お客様番号」は確認できます。)



＜水道メーター＞

②電気

1) 口座振替の場合

最終の電気料金のお知らせ（はがき）※停止時に届きます

2) 振替用紙の場合

電気料金の廃止の日付が分かる書面 ※閉栓時に届きます

3) 需給契約証明書（電気の停止時期がわかる証明）※無料

- ・申請は契約者本人・配偶者、または本人が亡くなっている場合には親族が行うことができます。
- ※必要書類等は下記問合せ先にご確認ください。

＜問合せ先＞ 関西電力株式会社 大阪中央コールセンター ☎0800-777-8810

③ガス

1) 閉栓証明書 ※有料

- ・申請は契約者本人、代理人が手続きできます。
- ・閉栓証明書を発行する際、個人特定情報が一致しない場合（本人・代理人）、本人が亡くなっている場合の相続人、売買契約などにより建物の取得をした場合（登記必須）には、「お客様情報の開示手続き」が必要になります。

※手数料、必要書類等は下記問合せ先にご確認ください。

＜問合せ先＞ 大阪ガスネットワーク株式会社 「お客様情報受付」係 ☎0570-074-000

(9)建築計画概要書、台帳記載事項証明について

■建築計画概要書

民間建築主で昭和 46 年 1 月以降に建築確認手続きがなされた建物は、「建築計画概要書」を閲覧できます。「建築計画概要書」は、建築確認申請書に添付されるもので、建築計画の概要が記載されています。

「建築計画概要書」には、建築確認申請がなされた時期により様式が異なりますが、おおよそ以下の内容が記載されています。

1. 建築主の住所・氏名
2. 設計者、施工者等の住所・氏名・資格等
3. 敷地の地名・地番、規制内容等
4. 建築物の構造規模（建築面積、延べ面積、階数等）
5. 建築物の主要用途
6. 付近見取り図、配置図（敷地の範囲も表記）

下記窓口に設置している「建築情報セルフ検索システム」にて、地図、建築主、地名地番等の情報一覧からご自身で該当物件を検索し、閲覧することができます。いつ、どの部分を増築したのか、配置図では建築敷地の範囲や建物との位置関係が示されています。

また、窓口での申請により原本証明書を取得できます。（1 通 300 円）

■台帳記載事項証明書の発行

神戸市では、昭和 32 年度以降に建築確認手続きがなされている建物について建築確認台帳を整備しており、台帳に記載されている一部を「台帳記載事項証明書」として下記窓口にて発行しています。

（1 通 300 円）なお、同証明書には図面はありません。

「台帳記載事項証明書」には、以下の内容が記載されています。

1. 確認済証の交付年月日・交付番号、確認を行った検査機関
2. 検査済証の交付年月日・交付番号、検査を行った検査機関
3. 場所
4. 主要用途
5. 構造
6. 面積（敷地面積、建築面積、延べ面積）

【閲覧・証明書発行窓口】

神戸市建築住宅局建築指導部建築調整課事務係の概要書閲覧窓口（①番窓口）

所在地 神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1-30 三宮国際ビル 5 階

問い合わせ ☎ 078-595-6546・7

月～金曜 8:45～17:30（12:00～13:00 を除く）12/29～翌 1/3 は休業

7. 実績報告に必要な書類

〔実績報告書〕 様式第 8 号 (P40 を使用)

〔補助金等請求書〕 様式第 10 号 (P42 を使用)

〔解体工事請負契約書の写し〕

申請時に提出した見積書と同一の解体工事業者等との契約であること。

※工事注文書にて対応する場合は、請書とあわせて提出すること。

※契約者名は申請者名であること。

※解体後すぐに新築工事を予定している場合は、原則としてそれぞれ別に契約すること。

これに依り難い事情がある場合は、ご相談ください。

〔領収書等の写し〕

解体工事業者等が発行したもの。

※宛名は申請者名であること。

〔解体除却後の写真〕

更地の全景がわかるものをカラーで 2～3 枚。(隣家等の周辺を含めたもの)

※申請時提出の写真と同方向から撮影したものを 1 枚含めること。

※補助対象事業費に「隣家の外壁補修」等が含まれる場合、その補修後の写真も含めること。

※跡地保全のため更地にビニールシート等を敷く場合、敷設前に写真撮影をおこなうこと。

以下、補助金の受領を申請者以外の方が行う場合のみ必要な書類

〔受領委任状〕 様式第 11 号 (P44 を使用)

※代理受領を行う場合は「様式第 10 号補助金等請求書」も必要です。(P42 参照)

【その他留意点】

工事金額や工事内容、解体工事業者等の変更など、補助申請時に提出した書類内容から変更があった場合や工事が中止になった場合、別途手続きが必要です。

変更や中止が判明した時点ですまいるネットまでご連絡ください。

〔補助金等交付決定内容変更承認申請書〕 様式第 4 号 (P36 を使用)

※補助金額が変更となる工事金額の変更や解体工事業者等の変更の場合、その時点で(実績報告前に)書類の提出が必要です。(内容変更承認申請書を提出した場合は、内容変更承認通知書を受け取った後に工事費の支払いをしてください。)

上記以外の変更は、実績報告書類の提出時に

〔軽微な変更届〕 (P46 参照) および必要に応じて添付書類(工事金額の変更内容が分かる明細等)を提出してください。

〔補助事業等中止承認申請書〕 様式第 5 号 (P38 を使用)

工事の中止などの理由で申請を取り下げる場合は提出してください。

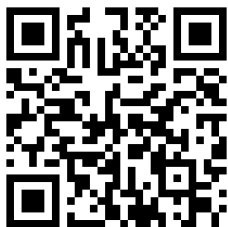
※申請者が交付決定後、解体工事契約の締結前に亡くなられた場合は、申請者による事業着手が出来ないことから、相続人代表者の方から様式第 5 号を使って取り下げ手続きを行ってください。新たに相続人が決まった場合は、その方による新たな補助申請が必要です。

ただし、解体工事契約後、事業途中に補助事業者(＝申請者)が亡くなられた場合は、速やかにすまいるネットにご連絡ください。

申請書類一覧

申請書類一式はすまいるネットホームページからもダウンロードすることができます。

(<https://www.smilenet.kobe-rma.or.jp/hojo/rokyu-1/>)



補助金等交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連 絡 先	

下記補助金等の交付について、申請します。

なお、本申請の内容並びに関係書類について事実と相違のないこと及び申請資格を満たすことを誓約するとともに、市が補助金の交付に必要な範囲内において関係機関へ照会及び情報提供することを承諾します。

補助事業等の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業		
老朽空き家等の所在地	(地番を記載)	(住居表示を記載)	
補助事業等の期間	着手予定	年	月
	完了予定	年	月
見積書の金額	円		
添付書類	別紙のとおり		
補助の対象	☐ 腐朽・破損のある空き家(要綱第5条第1項 ☐ 第一号・ ☐ 第二号)		
	☐ 道路幅員2m未満に接道する家屋(要綱第5条第1項第三号)		
	☐ 土地面積60㎡未満に建つ家屋(要綱第5条第1項第四号)		
用途・構造等	用途 ☐ 戸建て住宅 ☐ 長屋(戸) ☐ 共同住宅(戸) ☐ 非住宅 ☐ 幅員4m未満の道路または通路のみに接道している 構 造・延べ面積 添付(登記事項証明書・固定資産課税台帳登録事項証明書のとおりに)		
解体工事業者等	別添のとおり(許可書又は登録書の写し) ※必須		
☐ 消費税課税事業者ではありません ☐ 暴力団員等ではありません ☐ 当該家屋は重要文化財等に指定されていません ☐ 別の公共団体等から解体補助を受けていません (過去に住宅耐震改修工事費補助等を受けていません)		解体後の土地の活用の予定について。 ☐ 売却(建売)する予定 ☐ 建替える予定 ☐ 駐車場又は資材置き場等に利用する予定 ☐ 検討中(しばらく空き地として管理する) ☐ その他()	
ブロック塀を解体する場合、ブロック塀が以下のすべての項目に該当する場合はチェックをお願いします。 ☐ すべて該当 (①道路に面している ②高さが80cm以上(4段以上)ある ③ひび割れ等がある)			
補助対象建物の除却前後の写真を、普及啓発等に活用させていただくことがあります。			

補助金等交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所 (お住まい)	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連 絡 先	

令和 年 月 日付神建住建対第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

なお、本変更承認申請の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

記

補助事業等の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業	
見積り金額	変更前 円	変更後 円
変更前の申請者名 (申請者変更の場合のみ)		
変更の内容・理由		
添付書類		

受 付 欄

補助事業等中止承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所 (お住まい)	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連 絡 先	

令和 年 月 日付神建住建対第 号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、次のとおり中止したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業
中止の理由	
中止の期日	令和 年 月 日

受 付 欄

補助事業等実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所 (お住まい)	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連 絡 先	

令和 年 月 日付神建住建対第 号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、その実績を報告します。なお、本実績報告書の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

記

補助事業等の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業		
補助事業等の期間	着手年月日 (契約日)	令和 年 月 日	
	完了年月日 (領収書日付)	令和 年 月 日	
契約金額	円		
添付書類	・解体工事請負契約書の写し ・解体工事代金領収書の写し ・工事完了したことが確認できる写真		

受 付 欄

補助金等請求書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所 (お住まい)	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連 絡 先	

以下のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

補助金額	円
補助事業等の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業

・振込先口座

金融機関名		銀行	支店
金融機関コード	支店コード		
預 金 種 目	1. 普 通 2. 当 座 3. その他()		
口 座 番 号			
口 座 名 義 (カタカナで記入)			

※ 口座名義は、申請者等と同一の名義であること。

※ 補助金の請求について受領委任状を提出する場合は振込先口座欄を記入しないこと。

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

受領委任状

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所 (お住まい)	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ) 印
連 絡 先	

私は、下記のとおり受任者を代理人と定め、補助金等の受領を委任します。

記

1. 受任者(補助金受領者)

住 所	
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ) 印
連 絡 先	

2. 補助事業等の名称

神戸市老朽空家等解体補助事業

3. 受領委任する金額

金 円

4. 振込先口座

金融機関名		銀行	支店
金融機関コード	支店コード		
預 金 種 目		1. 普 通 2. 当 座 3. その他()	
口 座 番 号			
口 座 名 義(カタカナで記入)			

(注意)口座名義は、受任者名と一致している口座名義(カタカナ)を記入すること。
振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

軽 微 な 変 更 届

令和 年 月 日

神 戸 市 長 宛

住 所 (お住まい)	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連 絡 先	

令和 年 月 日付神建住建対第 号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、次のとおり軽微な変更をしたいので、関係書類を添えて下記のとおり届出ます。

記

補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業
軽微な変更の概要	
添付書類	

※ 添付書類は変更に係る部分のみ添付すること

受 付 欄

委 任 状

令和 年 月 日

私は、神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱第 16 条第3項の規定により、当該補助事業に関する申請手続き等を下記代行者へ委任します。

記

1. 委任する内容

神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱第7条、第9条及び第 10 条に規定する申請の手続きに関する一切の権限

<委 任 者(申請者)> (〒 -)

住 所(お住まい)

団体名(法人の場合)

氏 名(自署又は記名・押印)

<代 行 者(受任者)> (〒 -)

住 所(お住まい)

団体名(法人の場合)

氏 名(自署又は記名・押印)

連絡先

☐ 受任者にも交付決定通知書等の文書の写しの送付を希望します。

同意書

(申請者及び補助事業者等)

____様

私は、上記申請者及び補助事業者等に申請及び補助事業等の遂行に関する一切のことを委任するとともに
下記の所在に存する家屋の解体除却について、同意します。

記

家屋の所在 (地番)	
---------------	--

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名(自署又は記名・押印) _____

- ☐ 建物の登記事項証明書の権利部(甲区)の住所と現住所が違いますが、
本人に相違ありません。

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所 (お住まい)	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連 絡 先	

空き家申出書

空き家の経緯とその時期に関する情報について、下記のとおり申し出ます。
(該当するものにチェック、下線部に記入をする)

記

1. 空き家となった経緯等について

- ☐ 最終所有者(または最終使用者)であった_____ (関係性: _____) が死亡し、以後空き家状態である。
- ☐ 最終使用者であった_____ (関係性: _____) が転居(または入所・入院)し、以後空き家状態である。
- ☐ 借家人との賃貸借契約の満了(解約)に伴い空家となり、以後空き家状態である。
- ☐ 従前所有者から空き家状態の家屋を取得し、以後空き家状態である。
- ☐ その他(_____)

2. 空き家となったことがわかる書類

- ☐ 最終所有者または最終使用者の死亡の証明
- ☐ 最終使用者の転居(または入所・入院等)の証明
- ☐ 借家人との明け渡し確認書類、契約満了、又は解約を証する書類(家賃等精算書類)など
- ☐ 空き家を取得したことが確認できる書類(不動産売買契約書(代金支払いの確認書類を含む)・建物登記など)
- ☐ その他(_____)
- ☐ 空き家の始期に係る資料を添付できませんが、空き家期間の要件を満たしていることを別紙参考様式(誓約書)のとおり誓約します

<わかる範囲で記入すること>

水道のお客様番号 _____ 水栓番号 _____

3. 空き家となった時期 昭和・平成・令和 年 月 日

誓約書

神戸市長 宛

私は、以下の内容について宣誓するとともに、神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱第2条第1項第三号に規定する所有者等です。なお、私が申請者並びに補助事業者等として、当該補助事業等を遂行します。また、権利等の争い及び当該家屋の解体除却により問題等が生じた際は、私の責任において解決し、神戸市には一切迷惑をかけないことを誓約します。

解体除却する家屋 _____ 区 _____ (地番)に存する家屋

Ⅰ. 相続人が申請する場合

- ☐ 私は上記家屋の所有者 _____ の相続人(関係性: _____)です。また、上記家屋の解体除却について相続人複数の場合は、相続人全員からの同意を得ており、かつ、申請等の手続きに関して一切権限を委任されています。
- (添付書類: ☐所有者との関係性を証する書類 ☐所有者が死亡していることを証する書類)

Ⅱ. 建物登記・家屋の課税台帳で所有者が確認できない場合

① (売買取得により建物移転登記をしていない場合)

- ☐ 上記家屋は、別紙のとおり既に売買契約は成立し、引渡しも完了しています。
- (添付書類: 売買契約書および売買金額の支払いが確認できる書類)

② (未登記の建物で、申請者が土地所有者や借地権者の場合)

- ☐ ☐土地所有者 又は ☐借地権者 である私が上記家屋の所有者であることを宣誓します。
- (↑いずれかに☒を記入)
- (添付書類: ☐土地登記事項証明書、☐借地契約書、☐その他疎明資料())

Ⅲ. その他の事項

① (空き家であることの誓約書)

- ☐ 空き家申出書に記載のとおり空き家の経緯とその時期に関して事実と相違がないこと、かつ現在まで空き家の状態のままであり、事業の用、貸付の用、居住の用に供されていないことを誓約します。

② (建物の登記事項証明書と現在居住している住所に相違がある場合)

- ☐ 建物の登記事項証明書の権利部(甲区)に記載された住所と現在居住している住所が違いますが、本人に相違ありません。

③ その他 誓約書(自由記載)

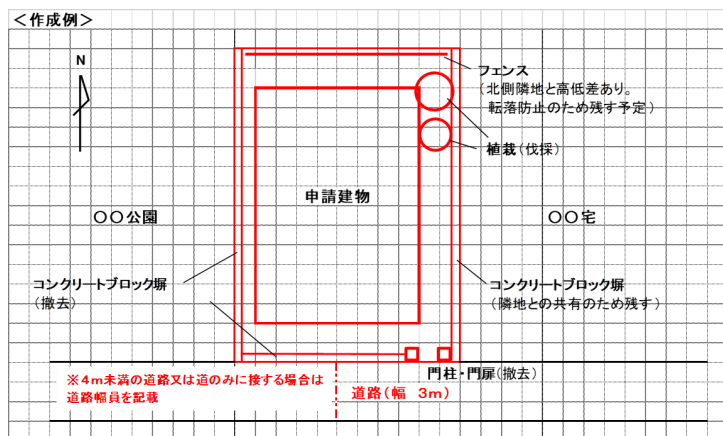
- ☐

令和 年 月 日

住所 _____

氏名(自署又は記名・押印) _____

配置図参考様式



※原則敷地内はすべて撤去すること。

ただし、隣地との共有物・敷地境界・安全上の理由などについては残置可（残置する理由をかならず図に記入のこと）

申請書記載例一覽

補助金等交付申請書

令和5年4月30日

神戸市長 宛

申請者のお住まいを記載。(申請者が法人の場合は法人の所在地)	住 所 (お住まい)	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
申請者が法人の場合は法人名 (申請者が個人の場合は記載不要)	団 体 名 (法人の場合)	
	氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ) コウベ イチロウ 神戸 一 郎
申請者の氏名 (通称名をお持ちの場合は併記) を記載 (申請者が法人の場合は役職および代表者名)	先	078-331-8181

下記補助金等の交付について、申請します。

なお、本申請の内容並びに関係書類について事実と相違の
市が補助金の交付に必要な範囲内において関係機関へ照会及び情報提供を受ける。

解体する家屋の地番(登記事項証明書等を参照)を記載する。

解体する家屋の住居表示(町名以下)を記載する。

補助事業等の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業	
老朽空き家等の所在地	(地番を記載) 神戸市中央区加納町6丁目 999	(住居表示を記載) 6丁目8-9
補助事業等の期間	着手予定 完了予定	令和5年8月 令和5年9月
見積書の金額	2,000,000 円	
添付書類	別紙のとおり	
補助の対象	☒ 腐朽・破損のある空き家(要綱第5条第1項) ☐ 道路幅員 2m未満に接道する家屋(要綱第5条第1項第三号) ☐ 土地面積 60㎡未満に建つ家屋(要綱第5条)	
解体する建物の用途、構造等を記載	用途 ☒ 戸建て住宅 ☐ 長屋(戸) ☐ 共同住宅(戸) ☐ 非住宅 ☒ 幅員4m未満の道路または通路のみに接道している 構 造・延べ面積 添付(登記事項証明書・固定資産課税台帳登録事項証明書のとおり)	
解体工事業者等	別添のとおり(許可書又は登録書等の写し) ※必須	
☒ 消費税課税事業者ではありません ☒ 暴力団員等ではありません ☒ 当該家屋は重要文化財等に指定 ☒ 別の公共団体等から解体(過去に住宅耐震改修工事費補助金を受付した家屋でないこと)	該当するものにチェック。 解体後の跡地利用予定にチェック	解体後の土地の活用の予定について。 ☒ 売却(建売)する予定 ☐ 建替える予定 ☐ 駐車場又は資材置き場等に利用する予定 ☐ 検討中(しばらく空き地として管理する) ☐ その他()

ブロック塀を解体する場合、ブロック塀が以下のすべての項目に該当する場合はチェックをお願いします。

☐ すべて該当 (①道路に面している ②高さが 80 cm以上(4段以上)ある ③ひび割れ等がある)

補助対象建物の除却前後の写真を、普及啓発等に活用させていただくことがあります。

補助金等交付決定内容変更承認申請書

令和 5 年 6 月 10 日

神戸市長 宛

申請者のお住まいを記載。(申請者が法人の場合は法人の所在地)

申請者が法人の場合は法人名(申請者が個人の場合は記載不要)

申請者の氏名(通称名をお持ちの場合は併記)を記載(申請者が法人の場合は役職および代表者名)

住 所 (お住まい)	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
団 体 名 (法人の場合)	
名 (フリガナ)	コウベ タロウ
職・代表者名	神戸 太 郎
連 絡 先	078 - 331 - 8181

令和5年5月16日付神建住建対第240号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

なお、本変更承認申請の内容並びに関係書類について

交付決定通知書に記載の日付、文書番号を記載。

見積り金額が変更となる場合、変更前後を記載。

記

補助事業等の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業	
見積り金額	変更前 2,000,000 円	変更後 2,500,000 円
変更前の申請者名 (申請者変更の場合のみ)	申請者が変更される場合は変更前の申請者名を記載	
変更の内容・理由	解体工事業者の変更によって、見積り金額が変更されたため。 変更となった理由及び内容を記載	
添付書類	見積書 許可書又は登録書の写し	

見積り金額が変わった場合は、見積書を提出する。

解体工事業者が変更となった場合は、新たな見積書及び許可書又は登録書を再提出

補助事業等中止承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

申請者のお住まいを記載。(申請者が法人の場合は法人の所在地)

申請者が法人の場合は法人名(申請者が個人の場合は記載不要)

申請者の氏名(通称名をお持ちの場合は併記)を記載(申請者が法人の場合は役職および代表者名)

住 所
(お住まい)

(〒 650 - 8570)

神戸市中央区加納町 6-5-1

団 体 名
(法人の場合)

氏 名

人は役職・代表者名)

(フリガナ)コウベ タロウ

神戸 太 郎

連 絡 先

078 - 331 - 8181

令和5年5月16日付神建住建対第240号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、次のとおり中止したいので、承認願いたく申請します。

交付決定通知書(変更申請している場合は、変更承認通知書)に記載の日付、文書番号を記載。

記

補助事業等の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業
中止の理由	解体工事を行わず売却することとしたため 中止または廃止の理由を記載。
中止の期日	令和5年7月1日 廃止の場合はその期日、中止の場合は中止する期間を記載

受 付 欄

補助事業等実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

申請者のお住まいを記載。(申請者が法人の場合は法人の所在地)	住 所 (お住まい)	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
申請者が法人の場合は法人名(申請者が個人の場合は記載不要)	団 体 名 (法人の場合)	
申請者の氏名(通称名をお持ちの場合は併記)を記載(申請者が法人の場合は役職および代表者名)	氏 名 (フリガナ)	コウベ タロウ
	は役職・代表者名)	神戸 太 郎
	連 絡 先	078 - 331 - 8181

令和5年5月16日付神建住建対第240号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、その実績を報告します。なお、本実績報告書の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

交付決定通知書(変更申請している場合は、変更承認通知書)に記載の日付、文書番号を記載。	
補助事業等の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業
解体工事業者との契約日を記載。	着手年月日 (契約日)
	令和 5 年 6 月 20 日
解体工事業者から受け取った領収書に記載の日付を記載	完了年月日 (領収書日付)
	令和 5 年 7 月 30 日
契約金額	1,800,000 円
添付書類	・解体工事請負契約書の写し ・解体工事代金領収書の写し ・工事完了したことが確認できる写真

解体工事業者と契約した金額(税込)を記載

受 付 欄

補助金等請求書

令和 年 月 日

神戸市兵庫

申請者のお住まいを記載。(申請者が法人の場合は法人の所在地)

住 所 (お住まい)	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (フリガナ)コウベ タロウ	
役職・代表者名)	神戸 太郎
連絡先	078 - 331 - 8181

申請者が法人の場合は法人名 (申請者が個人の場合は記載不要)

申請者の氏名 (通称名をお持ちの場合は併記) を記載 (申請者が法人の場合は役職および代表者名)

交付決定通知書 (変更承認通知書) で通知された補助金の額を記載。

請求金額	600,000 円
補助事業等の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業

補助金を受け取る金融機関名、支店名を記載

金融機関名	こども 銀行 三宮 支店		
金融機関コード・支店コードを記載	金融機関コード	支店コード	
	0123	5678	
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()		
預金種目を選択	1234567		
口 座 番 号	口座番号 (7 桁) を記載。ゆうちょ銀行の場合は下 1 桁は記載しない		
口 座 名 義 (カタカナで記入)	コウベ タロウ		

※ 口座名義は、申請者等と同一の名義であること。

※ 11 号 補助金の請求について受領委任状を提出。

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番

通帳に記載の名義と同様に記載。法人の場合はカ)等の記載に注意すること

第三者が補助金を受け取る場合、この受領委任状を提出していただきますが、併せて様式第10号（補助金請求書）の提出も必要です。

様式第11号 受領委任状の提出の際は委任者・受任者どちらも押印が必要です。

令和5年度様式

受領委任状

令和 年 月 日

袖 戸 市 長 宛

申請者のお住まいを記載。（申請者が法人の場合は法人の所在地）	住 所 （お住まい）	〒 650 - 8570 神戸市中央区加納町 6-5-1
申請者が法人の場合は法人名（申請者が個人の場合は記載不要）	団 体 名 （法人の場合）	
申請者の氏名（通称名をお持ちの場合は併記）を記載（申請者が法人の場合は役職および代表者名）	氏 名 （法人は役職・代表者名）	（フリガナ）コウベ タロウ 神戸 太郎 印
	連 絡 先	078 - 331 - 8181

私は、下記のとおり受任者を代理人と定め、補助金等の受領を委任します。

記

補助金の受領者のお住まいを記載。（受領者が法人の場合は法人の所在地）

受領者が法人の場合は法人名（受領者が個人の場合は記載不要）

住 所	神戸市中央区加納町6丁目5-1	
団 体 名 （法人の場合）		
フリガナ 氏名（代表者名）	（フリガナ）コウベ ジロウ 神戸 次郎	印
連 絡 先	078 - 331 - 8182	

受領者の氏名（通称名がある場合は併記）を記載（受領者が法人の場合は役職および代表者名）

2. 補助事業等の名称
神戸市老朽空家等解体補助事業

3. 受領委任する金額
金 600,000 円

交付決定通知書（変更承認通知書）で通知された補助金の額を記載。

補助金を受け取る金融機関名、支店名を記載		金融機関コード・支店コードを記載	
金融機関名	こども 銀行 三宮 支店		
金融機関コード	支店コード	0123	4567
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 3. その他（ ）		
口 座 番 号	01234567		
口 座 名 義 （カタカナで記入）	コウベ ジロウ		

（注）通帳に記載の名義と同様に記載。法人の場合はカ等の記載に注意すること

口座名義（カタカナで記入）
口座番号は下1桁は記載しない

預金種目を選択

軽 微 な 変 更 届

令和 5 年 5 月 30 日

神 戸 市 長 宛

申請者のお住まいを記載。(申請者が法人の場合は法人の所在地)	住 所 (お住まい)	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
申請者が法人の場合は法人名 (申請者が個人の場合は記載不要)	団 体 名 (法人の場合)	
申請者の氏名 (通称名をお持ちの場合は併記)を記載 (申請者が法人の場合は役職および代表者名)	氏 名 (は役職・代表者名)	(フリガナ)コウベ タロウ 神 戸 太 郎
	連 絡 先	078 - 331 - 8181

令和5年5月16日付神建住建対第240号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、次のとおり軽微な変更をしたいので、関係書類を添えて下記のとおり届出ます。

交付決定通知書 (変更申請している場合は、変更承認通知書) に記載の日付、文書番号を記載。

補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業
軽微な変更の概要	・見積り金額の変更。(補助金額に変更はありません) ・申請者の住所の変更 補助金額に変更のない見積り金額の変更や、申請者の住所が変わった等、記載。
添付書類	見積書

※ 添付書類は変更に係る部分のみ添付すること

受 付 欄

委任状

令和5年 4月 30日

私は、神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱第16条第3項の規定により、当該補助事業に関する申請手続き等を下記代行者へ委任します。

記

1. 委任する内容

神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱第7条、第9条及び第10条に規定する申請の手続きに関する一切の権限

申請者のお住まいを記載。(申請者が法人の場合は法人の所在地)	申請者) > (〒 650 - 8570)
申請者が法人の場合は法人名(申請者が個人の場合は記載不要)	住まい) 神戸市中央区加納町6丁目5-1
	の場合) _____
	氏 名(署名又は記名・押印) 神戸 太郎
申請者の氏名(通称名をお持ちの場合は併記)を記載(申請者が法人の場合は役職および代表者名)	
	<代 行 者(受任者)> (〒 650 - 8570)
代理人のお住まいを記載。(代行者が法人の場合は法人の所在地)	住まい) 神戸市中央区加納町 10 丁目 10-10
	団体名(法人の場合) _____
代理人が法人の場合は法人名(代行者が個人の場合は記載不要)	氏 名(署名又は記名・押印) 神戸 八郎
	連絡先 078-331-8183
	代理人の氏名(通称名をお持ちの場合は併記)を記載(代行者が法人の場合は役職および代表者名)

☐ 受任者にも交付決定通知書等の文書の写しの送付を希望します。

委任状が提出された場合でも、交付決定通知書等の各通知は原則、申請者に送付します。受任者にも送付を希望する場合はチェックする。(受任者への送付は写しを送付します。)

同意書

(申請者及び補助事業者等)

神戸 太郎 様申請者の氏名（通称名をお持ちの場合は併記）を記載
（申請者が法人の場合は法人名・役職および代表者名）

私は、上記申請者及び補助事業者等に申請及び補助事業等の遂行に関する一切のことを委任するとともに
下記の所在に存する家屋の解体除却について、同意します。

家屋の所在 (地番)	記 神戸市中央区加納町6丁目 999 番地
---------------	---

申請書に記載の地番を記載

※申請に同意した共有者が記入・押印すること

令和5年 4月 20日

同意書を作成した日付を記載

同意する者（共有名義の者）の氏名（通称名がある方は
併記）・住所を記載住 所 神戸市中央区加納町6丁目5-99氏 名(署名又は記名・押印) 神戸 三郎建物登記事項証明書の権利部（甲区）の住所と現住所が
異なる場合には、チェックをつける。

- ☐ 建物の登記事項証明書の権利部（甲区）の住所と現住所が違いますが、
本人に相違ありません。

申出書の提出日を記載

令和5年4月30日

神戸市長 宛

申請者のお住まいを記載。(申請者が法人の場合は法人の所在地)

申請者が法人の場合は法人名(申請者が個人の場合は記載不要)

申請者の氏名(通称名をお持ちの場合は併記)を記載(申請者が法人の場合は役職および代表者名)

住 所
(お住まい)

(〒 650 - 8570)

神戸市中央区加納町 6-5-1

団 体 名
(法人の場合)

氏 名

(フリガナ)コウベ タロウ

法人は役職・代表者名)

神戸 太郎

連 絡 先

078 - 331 - 8181

空き家申出書

空き家の経緯とその時期に関する情報について、下記のとおり申し出ます。
(該当するものにチェック、下線部に記入をする)申請者からみた、
最終所有者・使用者の
関係性を記入

該当するものにチェック

記

1. 空家となった経緯等について

- ☒ 最終所有者(または最終使用者)であった 神戸 五郎 (関係性: 父) が死亡し、以後空家状態である。
- ☐ 最終使用者であった _____ (関係性: _____) が転居(または入所・入院)し、以後空家状態である。
- ☐ 借家人との賃貸借契約の満了(解約)に伴い空家となり、以後空家状態である。
- ☐ 従前所有者から空家状態の家屋を取得し、以後空き家状態である。
- ☐ その他(_____)

2. 空家となったことがわかる書類

該当するものにチェック

- ☒ 最終所有者または最終使用者の死亡の証明
- ☐ 最終使用者の転居(または入所・入院等)の _____
- ☐ 借家人との明け渡し確認書類、契約満了、 _____
- ☐ 空家を取得したことが確認できる書類(不 _____
記など)
- ☐ その他(_____)
- ☒ 空家の始期に係る資料を添付できませんが、空き家期間の要件を満たしていることを別紙参考様式(誓約書)のとおり誓約します

2. 空き家となったことがわかる書類が有る場合はチェック不要
資料が添付出来ない場合、P56の誓約書も提出ください。

<わかる範囲で記入すること>

水道のお客様番号 0123456789 水栓番号 25632

3. 空家となった時期

昭和・平成・令和 30年 10月10日解体するが空き家となった時期を記載
※基本的には、2.の書類で証明いただいた
ものと同じ日付になります。

誓 約 書

神戸市長 宛

私は、以下の内容について宣誓す

該当するものにチェックし必要事項を記載

第2条第1項第三号に規定する所有者等

です。なお、私が申請者並びに補助事業者等として、当該補助事業等を遂行します。また、権利等の争い及び当該家屋の解体除却により問題等が生じた際は、私の責任において解決し、神戸市には一切迷惑をかけないことを誓約します。

解体除却する家屋 中央 区 加納町6丁目 999

(地番)に存する家屋

I. 相続人が申請する場合

家屋の所有者からみた、
相続人（申請者）の
関係性を記入

私は上記家屋の所有者 神戸 九郎 の相続人(関係性: 子)で
解体除却について相続人複数の場合は、相続人全員からの同意を得ており、かつ、
して一切権限を委任されています。

(添付書類: ☐所有者との関係性を証する書類 ☐所有者が死亡していることを証する書類)

II. 建物登記・家屋の課税台帳で所有者が確認できない場合

① (売買取得により建物移転登記をしていない場合)

上記家屋は、別紙のとおり既に売買契約は成立し、引渡しも完了しています。

(添付書類: ☐売買契約書および売買金額の支払いが確認できる書類)

② (未登記の建物で、申請者が土地所有者や借地権者の場合)

該当するものにチェックする

☒土地所有者 又は ☐借地権者 である私が上記家屋の所有者であることを宣誓します。

(↑いずれかに☒を記入)

(添付書類: ☒土地登記事項証明書、☐借地契約書、☐その他疎明資料())

III. その他の事項

① (空き家であることの誓約書)

空き家申出書に記載のとおり空き家の経緯とその時期に関して事実と相違がないこと、かつ現在まで
空き家の状態のままであり、事業の用、貸付の用、居住の用に供されていないことを誓約します。

② (建物の登記事項証明書と現在居住している住所に相違がある場合)

建物の登記事項証明書の権利部(甲区)に記載された住所と現在居住している住所が違いますが、本人に
相違ありません。

③ その他 誓約書(自由記載)

令和 5 年 4 月 30 日

住所

神戸市中央区加納町6丁目5-1

申請者のお住まい、氏名

(法人の場合は法人名・役職及び代表者名)

氏名(自署又は記名・押印)

神戸 太郎